

指導者育成委員会規則

第1条 この規則は公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という）
専門部・専門委員会組織規則第7条から第11条に基づく指導者育成委員
会の運営に関して必要な事項を定める。

第2条 この委員会は理事会の決議に基づき、次の事項を処理する。

- 1 セカンド資格の講習会、試験を実施する。
- 2 指導者育成のための研修会、講習会を実施する。
- 3 その他指導者育成に関することを処理する。

第3条 この委員会に次の委員を置く。

- | | |
|------|-----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 委員 | 若干名 |

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 1 委員会の議長は委員長が行う。
- 2 委員会の議決は、委員2／3以上の出席を以って行う。
- 3 委員会の議決内容は、議事録により会長に報告され、必要に応じて理
事会の審議事項とする。
- 4 その他、委員会の運営に関しては理事会の決議による。

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 この規則は、令和3年12月28日から施行する。
- 2 この規則は、令和5年3月3日より改正施行する。